

平成18年 第2回

教育委員会臨時会会議録

平成18年2月28日(火)

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2212号  
平成18年第2回臨時会

日 時 平成18年2月28日(火) 午前10時04分 開会  
場 所 教育委員会室

「出席委員」	委 員 長	澤 孝一郎
	委 員	五味原 康
	委 員	小 島 洋 祐
	委 員	横 矢 真 理
	教 育 長	高 橋 良 祐

「欠席委員」 な し

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	小 林 進
	庶 務 課 長	小 池 眞喜夫
	教育政策担当課長	佐 藤 國 治
	学 務 課 長	渡 邊 正 信
	生涯学習推進課長	所 治 彦
	図書・文化財課長	宮 内 光 雄
	指 導 室 長	太 田 達 郎

「書 記」	庶務課庶務係長	阿 部 祥 子
	庶務課庶務係主査	山 本 隆 司

「会議に付した事件」

第1 会議録の承認 平成17年第12回定例会(12月20日)会議録

平成17年第1回定例会(1月10日)会議録

第2 教育長報告事項

- 1 教育委員会事務局組織の改善について
- 2 平成18年4月入学予定者数(小学校)について
- 3 平成18年度給食調理業務委託について
- 4 港区立図書館基本計画について
- 5 港区子ども読書活動推進計画について
- 6 新聞・雑誌記事の情報提供サービス及び港区ゆかりの人物データベースの提供について
- 7 平成18年度入学式の「お祝いのことば」について
- 8 平成17年度第3回学力向上事業研究発表会について

9 その他

第3 協議事項

1 港区における生涯教育の施策の方向づけについて

(1) 学校教育の環境整備について

- ・区立幼稚園配置計画の見直しについて

(2) 社会教育の施策について

第4 審議事項

1 議案第3号 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

2 議案第4号 港区幼稚園教育職員の調整手当に関する規則の一部を改正する規則

3 議案第5号 港区幼稚園教育職員の退職者給与支給に関する規則の一部を改正する規則

4 議案第6号 港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

5 議案第7号 港区社会教育指導員設置等に関する規則の一部を改正する規則

6 議案第8号 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

7 議案第9号 港区立学校等に勤務する講師に関する規則の一部を改正する規則

「開 会」

澤委員長 それでは、平成18年第2回港区教育委員会臨時会を開会いたします。

(午前10時04分)

「会議録署名委員」

澤委員長 本日の署名委員は、五味原委員にお願いします。

## 第1 会議録の承認

澤委員長 早速日程に入ります。

日程第1、会議録の承認について。

平成17年12月20日の第12回定例会(第2208号)及び平成18年1月10日の第1回定例会(第2209号)につきまして、承認ということによろしいでしょうか。

(異議なし)

澤委員長 それでは、承認といたします。

## 第2 教育長報告事項

### 1 教育委員会事務局組織の改善について

澤委員長 次に、日程第2、教育長報告事項でございます。まず、教育委員会事務局組織の改善について。庶務課長、よろしくお願いたします。

庶務課長 それでは、平成18年4月1日付で組織改善を行う予定でございます。それにつきまして、資料ナンバー1をごらんいただきたいと思います。

一番最後に教育委員会ということで、部局・部・課・係等の組織名が載った表がございます。こちらをごらんいただきたいと思います。

平成18年度の組織改善について、小規模な形での改善を行う予定でございます。課レベルの組織改善は行いません。係について、若干改正を行うことにしております。

まず、庶務課ですが、これまで学校の施設の維持・修繕、工事、それから改築については施設係が担当しておりましたけれども、日常的な施設の維持・修繕につきましては、学務課に移管し、学校運営支援係というところで、一体的に学校の備品の関係、それから日常的な施設の維持・補修等について所管するというにいたしました。

施設課では、係長職ですが施設計画担当というものを、新たに1名を置いて、学校の改築等、大規模な計画について、ここで進めていくということになります。

ただし、1名では改築はできませんので、一つ前のページで、総合経営部の一番下に学校施設建設等担当課長が行います。これは、施設課と別に、その学校の改築についての専門にやる、専管の組織をここに置きます。これから学校の改築についてはたくさんスタートをしていくわけですが、これについてはこちらのほうで連携をとってやるという形になっております。

それから、学務課については、先ほど言いました学校運営支援係を置くということと、それから

今までの学事係というところでやっていたもののうち、学事の部分、学級編成とか、そういう部分ですが、それを学事担当係長という形で、担当係長制にするということで改善を行っております。

それから、指導室ですが、指導室は事務係がございまして、これを二つに分けて、事務係で今までやっていた主なものを指導支援係で担当し、それから教育人事について係長を設けて、こちらでやるということで、事務係を二つに分けております。

それ以外のところについては、組織的な改善はございません。

以上が教育委員会事務局の組織改善でございます。

あわせて、区長部局についても変更がございますので、簡単にご紹介をさせていただきたいと思っております。

1ページにお戻りをいただきたいと思います。支所が、総合支所と地区総合支所という形になります。新たに、芝地区総合支所が設けられて、五つの支所組織ということになります。

各支所には、地域活動推進課、くらし応援課、地区政策課が、それぞれ設置をされます。支所以外の区長部局といたしましては、芝浦港南地区総合支所の次ですが、産業・地域振興支援部があります。これは今までの地域活動の関係、それから商工行政の関係等が入るところです。清掃リサイクル課、みなと清掃事務所がこちらに入ることが、ちょっと特色かなと思います。

次に、防災・生活安全支援部がございまして。

1枚おめくりをいただきます。

保健福祉支援部で、これが従来の保健福祉部に相当するものです。

それから、みなと保健所がございまして、子ども支援部というのが新たにつくられました。この部の中には、一課、子ども課が置かれています。

それから、環境・街づくり支援部で、今までの街づくり推進部に環境課が加わった形での支援部ということになります。

それから、政策経営部が総合経営部という形で、名称を変更をしております。この中では、真ん中あたりにある外郭団体改革推進担当課長、それから人事課の下にあります人材育成推進担当課長、区役所改革推進担当課長等が新たに設けられます。部長の組織として用地活用・区有施設整備担当部長というのがありますが、先ほど言いました学校施設建設等担当課長については、この用地活用・区有施設整備担当部長のもとでの組織ということになります。

それから、区役所改革・人材育成担当部長というものも設けられることになっております。

簡単ですが、組織の改善については以上でございます。

澤委員長 教育委員会事務局組織の改善と、区全体の平成18年度からの組織変更につきまして、庶務課長より説明をもらいましたけれども、何かございますでしょうか。

小島委員 図書・文化財課の下の「 」は、これは一部を抜粋したからわからないということで、全体を見ると、何かほかのところに、そういう組織図に二重下線をしたものがあるわけですか。それとも、この右側の庶務係、この二重下線なのですか。

庶務課長 図書・文化財課は、みなと図書館と、それからそれ以外の各図書館、地区の図書館というのがありますが、アンダーラインを引いたところは、いわゆる図書・文化財課にある組織なん

ですが、みなと図書館に置く係という意味です。ですから、みなと図書館の中には、庶務係、図書係、視聴覚係、それからシステム管理担当がありますという意味でございます。

小島委員 総合支所で、教育委員会関係の事務を行わなければいけないのではないかと思うのですが、それは総合支所のどこで担当するのともう決まっているのですか。

生涯学習推進課長 今まで生涯学習推進課でやっておりました青少年対策地区委員会の事務ですが、これを地区活動推進課で活動の支援をしていただくということになっております。

小島委員 今のところ、教育委員会の事務で総合支所に移るのはそれだけですか。

生涯学習推進課長 今のところ、それだけでございます。

小島委員 それから、総合経営部に学校施設建設等担当課長というのができるのですが、例えばこの学校が古くなったから建てかえたいとか大規模改善をしたいという点についてイニシアチブはどこがとるのですか。

庶務課長 これは実務的には、教育委員会の庶務課のほうで行いますが、今回の学校施設建設等担当課長というのは、基本計画が後期3年の分が計上されておりますけれども、これで学校、幼稚園については6施設が改築が始まるということです。これを、通常の施設課の組織、人の体制ではできないということで、これは施設課から別に、それだけをやるということになっておりますので、当面基本計画に計上されたものを推進するための組織、そういう意味では時限的な組織という案でございます。

澤委員長 ほかに何かございますでしょうか。

五味原委員 収入役がなくなるんですね。

庶務課長 収入役は置かれます。地方自治法及び同法施行令の改正により、人口10万未満の市は収入役を置かないことができるという規定になりました。

教育長 先ほどの地区総合支所の事務の中に、教育委員会の仕事というのは、今までやっていたことは除かれてないんですよ。ですから、学務課の、例えば引っ越しされてきた方が地区総合支所の窓口に行って、その転入手続なんかをしますよね。そのときに、あなたの学校はここになりますということでの、その受付とか、そういうことは今まででもやっていたんですよ。

学務課長 今、教育長が言われたとおり、今まで支所でやっていた事務は、そのまま総合支所で、窓口サービス係というところで受付をして、同様なサービスを提供するということは行っていく予定です。

ただ、通常の通学区域の学校に行かれる方はそれで結構なのですが、例えば指定校変更とか隣接の学区の学校に行きたいという方については、一度こちらの教育委員会のほうに来ていただいて、各学校との調整がございますので、そういった手続きを踏んでいただくということになると思います。

小島委員 先ほど私が質問したのは、総合支所制度ができて、地域に密着したものは総合支所で処理するということになると、例えば放課後育成事業などの事業や、保護者からのいろいろな要望などに対応するというものはみんな総合支所でやるのかなという感じを受けるのです。だから、教育委員会のいろいろな仕事、役割のうち、かなり地元密着のものは総合支所に移らないと、せっか

く地元密着の総合支所といっても、その趣旨を十分全うされないので、だいぶ変わるのかなと思うので質問したのですが。

庶務課長 議論・検討をする段階ではいろんなことを、さまざまな観点から検討したわけですが、教育委員会の仕事は、法律等によって教育委員会がしなければならないことというのがかなり多いわけです。地教行法、それから社会教育法等で定められているというものがありますので、そういった制約等から、思ったよりは総合支所に移管できるものというのは少なかったということです。

生涯学習推進課長 放課後児童育成事業につきましても、支所でやっていただくことを想定しております。ただ、現在、まだ4校でしか実施しておりませんので、ある程度拡充をされて、安定的に運営がなされた段階で、支所に活動委員会の設置だとか地域の人たちとの交流の場とかという形でのご支援をいただこうと考えております。

澤委員長 ほかにご質問ありませんか。

## 2 平成18年4月入学予定者数(小学校)について

澤委員長 続きまして、平成18年4月入学予定者数(小学校)について。学務課長、よろしくをお願いします。

学務課長 それでは、資料ナンバー2をごらんいただきたいと思います。

本日は、平成18年4月入学の学校選択希望制におきまして、抽選となった小学校での繰り上げの受付のための登録有効期間がこの2月15日で終了いたしまして、制度上の入学予定者が決定いたしましたので、ご報告するものでございます。

中学校につきましては、2月末日が繰り上げ受付の登録有効期限ということになっておりますので、次回の教育委員会におきましてご報告をする予定でございます。

表をごらんいただきたいと思います。上の表は、平成18年4月入学の学校選択希望状況、これは平成17年11月21日現在の状況を示した表でございます。下の表は、平成18年4月入学予定者数ということで、登録の有効期限の2月15日時点での予定者数を示した表でございます。

11月の段階では、赤羽小学校、それから高輪台小学校、白金小学校、本村小学校、筈小学校、青南小学校の各小学校で通学区域の内外を合わせた入学希望者数が受け入れ上限数を超過してございました。下表の2月の時点では、赤羽、高輪台、白金、筈、青南、各小学校におきまして、上限数は超えているものの、現在のところ、予定した学級数を超えた学校はございません。

今回、小学校におきましては、昨年度に続きまして、赤羽小学校と白金小学校におきまして抽選となりましたけれども、昨年度までの実績を踏まえました制度改善の一つといたしまして、抽選となった場合、小学校のみについて、区域外からの兄弟が在籍する入学希望者につきましては優先的に入学できるような対応をとっております。このため、赤羽小につきましては、下表にあります、23人のうち20人、白金小につきましては21人のうち12人が兄と姉の枠でございまして、既に入学予定者ということになっております。例えば、赤羽小23人のうち20人がきょうだい枠でございすけれども、残る3人については指定校変更によるものでございます。白金小学校の12

人を除く9人につきましては、登録の繰り上がりの方でございます。それで、都合21人の入学予定者ということでございます。

今年度につきましては、制度改善の一つとして、先ほど申し上げましたような新たな兄弟枠を設けたり、あるいは学校の規模に応じた受け入れ上限数を設けたり、昨年度までは、例えば小学校では30名の枠をつくっておりましたが、学校によっては通学区域内の方々の入学状況によっては想定以上の数を受け入れるということで、過密な学校運営を迫られるような事態もございました。それでは児童・生徒にとって適切な教育環境を確保できないということで、あらかじめ受け入れ上限数を決めさせていただきました。そういった改善や制度を運営している中で、中間集計の状況を公表したりとか、いろんな取り組みを行ってきたのですけれども、全体としてこういった小さな改善では解決できないような問題も、学校選択希望制を行っていく上で、現在生じております。

一つには、特定の学校に集中するということが、赤羽小とか白金小とか、そういった学校で見られるように、希望する学校に入学できないような状況が生じているといったこと。あるいは一方で、まずこの制度を導入したことをきっかけに学校の小規模化が進んで、場合によっては今後、学級編成に問題が生じるような、そんな可能性も見えているような学校も出てきているということ。あるいは児童の登下校時の安全確保について、より一層その徹底を求められているというような社会状況。あるいは、他の区域の児童・生徒が当該区域の学校に入って、学校と地域との関係の希薄化といったものが懸念されているとか、簡単に解決できないような問題が生じているということが、この1年、制度を検証する中で明らかになってきております。

事務局といたしましては、今後、こういった課題解決に向けて、制度の抜本的な見直しを含めた作業をしていくというようなことで、近々、事務局内に、学校現場、小・中学校の校長先生も含めた検討会を発足させるといったことを現在考えてございます。

一方で、地域のこともございますので、今後、4月以降になりますが、総合支所ごとに地域教育会議といった地域の中で教育のことについて話し合う機関も設けられるということでございますので、学校選択希望制のあり方について、地域の方々の意見を踏まえて検討し、制度の見直しを進めていきたいと考えてございます。

私からの説明は以上でございます。

澤委員長 平成18年4月入学予定者数(小学校)の2月15日現在の数値について、学務課長から説明をもらいまして、同時に学校選択希望制の問題点等についても触れてもらいましたけれども、何かございますでしょうか。

五味原委員 11月時点で、合計数1,254名という、これが住民登録上のお子さんの入学数に非常に近いわけですね。2月15日で1,041名、約80%が区立への入学を希望しているということになると思うのですが、ということは20%のお子さんというのは、私立を含めた港区立以外の学校を選択されていると見てよろしいのでしょうか。

学務課長 ことしのこの数字の具体的内容については現在、把握してございませんけれども、過去のデータは、今ございます。

例えば、平成17年4月入学の時点での数字でございますけれども、お手元の学区域の児童数、

この表でいいますと、1,254名に相当するものでございますけれども、昨年は1,211名でございました。このうち、932名の方が港区の小学校に入学しております。その前の年は1,203名のうち975名の方が入学をしているということで、実際委員がおっしゃられるように、他の区外の公立学校あるいは国公立の学校、あとはインターナショナルスクール、そういったところに行く子どもさんが概ね200人とか、そういった数字が、毎年数値としては出てきております。

澤委員長 今回の数字に関連しては、4月から入学対象となる子どもたちは、住民登録上では平成16年が1,203名ですか。平成17年が1,211名で、平成18年が1,254名ですから、子どもたちは徐々にふえているんですね。平成17年は、1,211名が932名しか来ない。80%ちょっとですからね。

教育長 ことは1,041名ですからね。100名多いんですね。

澤委員長 そうですね。

学務課長 昨年の数字は4月1日の時点でございまして、ことしが2月15日ですので、これから場合によっては少し動きがあるかと思っておりますけれども。

小島委員 どういうふうに通うのですか。

学務課長 通年の例でいいますと、転入して来る方のほうが転出者よりも多いような状況になってございます。

澤委員長 これはふえる可能性はあるということですか。

学務課長 ふえる可能性のほうが、若干高いのかなと。

澤委員長 それから、今の学校選択希望制のいろいろ問題点を学務課長から挙げてもらいましたけれども、これにつきましては、何かご意見等はございますか。

小島委員 今のお話で、学校選択希望制を抜本的に見直すということですが、学校選択希望制を採用するにあたって既に先ほど学務課長が指摘した点はある程度予想していたわけです。従って、そういう点が出てきたからもう抜本的改善策を考えるというのはちょっと早いのではないかなと。むしろ、例えば新入生が少なくなった学校は、どうして少なくなったのか、それに対してはどう手当てしたらいいのかという議論を先ず十分すべきだと思います。

教育委員会としては子どもや保護者のニーズに応じて選択肢を用意したほうが、学習意欲や学校への愛着心などの面でプラスだろうとか、学校間で良い意味での切磋琢磨をして、港区の公立小・中学校全体の教育レベルの底上げをしようという、いろんな要素からこの制度を取り入れたわけです。ある程度予想されたそういうマイナス面については、それに対してどういう手当てができるのだろうかという議論を十分尽くしてなお難しいときに抜本的改善策に移るべきであって、それがないうちに抜本的改善策を検討しているというのは順序が違うのではないかなという気がするのです。

五味原委員 兄弟姉妹が行っていて、学区域変更を認めたよというのが赤羽小で8名、これが今回、初めてですよ。従来もやっていますか。

学務課長 今回が初めてでございます。赤羽小で20名の方を、あらかじめ兄弟姉妹枠として、入学予定として決めさせていただいております。

五味原委員 そうしますと、兄弟姉妹枠で赤羽小と白金小でこれだけの人数があるということは、

さっきの報告ですと、この2校だけで32名ぐらいですね。そうすると、入学予定者数の合計から見ると、区域外からのというのは非常にパーセンテージが高いですね。

私はこれだけ見ると、むしろそういう特別な枠をつくったということによって、ことしは特に区外からのパーセンテージが高い理由の一つになっているのかなという気がするんです。これは、これからいろいろと検証をしていく必要があると思います。

澤委員長 ちょっと話が変わってしまいましたけど、さっきの小島委員の意見に対しては、学務課長というか、事務局としてはどう考えているのか、その辺を聞かせていただきたいのですが。

学務課長 制度が始まったのは、平成15年4月からということで、今回4年次目です。基本的には、過去3年を踏まえてどうなのかということでございますけれども、もともと、小島委員がおっしゃられるように、学校と地域との関係の希薄化ということは、「これからの港区の教育を考える会」の論議の中でもそういった懸念があったということは承知しております。

ただ、実際、制度を運用していく中で、地域の方々の中からそういった不安が、ずっとこの間、いろいろ事務局のほうに聞こえてきております。制度というのは一定程度動かしてみても、その実績を積み上げて考えていくべきだという考え方も一方ではあるのですが、我々としては地域からそういった話が出ているということはしっかりと受けとめて、抜本的な見直しということも含めてということで申し上げましたが、結果的にいろんな検討をする中で、場合によってはもとの制度のままということもあり得るわけでございます。何もしないということではなくて、いろいろ地域の中に入って、いろんなお話を聞きながら、我々の事務局が考える以外にもいろんな改善策があるかもしれないので、一方でそういったことを伺いするというところでございます。

事務局としては、要するに事務的なものを中心に、この制度はもっと改善する余地があるのではないかとということでの検討は進めていきますが、一方で、その地域の中で、さっきちょっと具体的なお話をさせていただきました総合支所ごとの地域教育会議でいろんな議論をしていただくということも必要だというふうに思います。そこで学校選択希望制にかかわるいろんな考え方を出示していただいて、総合していい案をこれからつくっていく必要があるのかなということで申し上げたもので、3年間の実績を含めて、もう変えるんだということでは決してないということでございます。

小島委員 抜本的改善策を考えていると言ったのでドキッとしたのであって、今のお話でだいぶ安心したのですが、例えば芝小学校などを見ると、校長先生は、本当に一生懸命やっているのだけれども、小規模校ということで児童がなかなかふえないと嘆いていたのが、複数担任制など徹底的な少人数教育の努力をしたおかげで、今日では他区域からも多数の入学希望が出ているのです。例えば東町小学校でもその学校に合った適切な実践の努力と、教育委員会の然るべき手当てによって、極端に少なくなることは防げるのかなと。やはり、そういうところをどんどんやってみてからにしたいかと思います。小規模校である神心小学校も、衛星放送を使った、全国的に知られるような教育実践をして評価され、安定的になり、むしろ若干ふえております。確かに児童が極端に少ない学校が出ることは本当に困りますが、今言った努力をすることによって何とか対処できるのではないかと。

また、登下校の安全や地域との希薄化などの点についてもいろいろ工夫すれば解決できないこと

はないと思います。港区の公立小・中学校の全体のレベルアップの点から、やはり学校選択希望制はいいのではないかと私は思います。

学務課長 「抜本的」ということは、私の発言が適切でなかったのかもしれませんが、学校選択希望制、やはり保護者の学校を選ぶという、そういった気持ちは尊重していかなければならない。もうもとに戻すということではできないというふうに考えております。「あなたは通学区域の学校に行くんですよ、それ以外に選択肢はございません」ということは、もうそういった流れではないというふうに思います。ですから、そういった保護者の選択の希望の尊重ということをしつつ、一方でこういった問題が出ていますので、それをうまく解析して、その折り合いをどうつけていくかということでの検討ということでございますので、よろしく願いいたします。

五味原委員 この学校選択希望制を取り入れたときの議論の中では、学区を何らかの指定変更の手続きを正式にやったり、私的にやったりして、十数%の方が指定校外の学校に行っているという事実があった。それで、そこまであるのならば、もう少し考えることも必要だなというのは、たしか論議された一つであるということを一応ご記憶しておいていただきたいと思います。

それから、今回、このリストを見させていただいて、兄弟姉妹が行っていることで優先的に入学できた、それによって抽選になったお子さん 例えばお姉さん、お兄さんが行っているから優先的に入学するということによって抽選から落ちてしまったという親御さんからは、何か苦情が出ましたか。

学務課長 あらかじめこの兄弟姉妹については区民への周知に努めてきておりますので、特段それについて抗議をいただいたということはないと承知をしております。

五味原委員 理解もしていただいていたと。

学務課長 理解していただいているものと考えています。

五味原委員 わかりました。

澤委員長 ほかに何かございますでしょうか。

平成15年度から実施して、学校選択希望制について、特に小学校につきましても、小島委員が懸念されていた抜本的改革という意味ではなくて、総合的な検証をして、この制度は今後どうすべきかという教育委員会としての方針を、ここで改めてきちっと検討しなければいけないということは確かです。

ただ、電力の自由化、ガスの自由化という、そういう自由化の中で、時代に逆行するようなことはどうか。私は、たまたま平成15年に学校選択希望制を取り入れた当事者というようなことですので、もちろん悪いことは悪いで、我々もこれを路線変更をしなければいけません。しかし、そういう結論を出すに当たっては、もう一度原点に戻って、区民の保護者の皆様がこの制度に対して、本当に悪い面だけが出てきてしまっていると思っているのか、あるいは地域の人がどういう視点でマイナスのことを言っているのかを検証する必要がある。

それから、数値的にも、前にも学務課長から出してもらったように、各学校で学区内から来ている子どもの数、学区外から来ている子どもの数の推移とか、そういったことで、先ほど五味原委員が言われたように、学校選択希望制を出す前は十数%だったものが、学校選択希望制をした結

果、学区域外の子どもを受け入れる数がどのくらいふえているのか。

この表を見ると、多いところと少ないところと、これも二極化してきてますよね。

だから、多分学務課長のところには入っているのでしょうけれども、例えば白金小のように学区域内も結構多いですが、学区域外から来る子どもたちが多いところは、校長先生としては、あるいは学校の先生としてはどんな問題点を感じているのか、そういった一つ一つ、データを集めていただいて、結論を出す前に、まず委員会にそのデータを披露していただきたいと思います。

確かに、私も学校選択希望制を導入するときに、中学校は非常に緊急に取り入れなければいけない。ただ、小学校は、どちらかというところでもゆっくりでもいいのではないかなというように思いましたが。一方では、先ほど取り上げられた芝小学校のように、ユニークな学校が、特徴ある学校が、学校選択希望制を導入した結果として出てきているのかなと。だから、そういうプラスの面もあるので、そういう総合的な検証をしなければならぬ時期には来ているとは思いますが。一つ一つデータを使って審議する必要があると思います。

教育長 おっしゃるとおりだと思いますし、今回の第1回区議会定例会のご質問の中にも、この学校選択希望制を今後どうするんだというようなご質問がありました。平成17年度に制度といいますか、このいろんな問題点の検証をしますと、これは平成16年度の一定で答弁をして、そしてそれを今やってきたと。そして、今回の答弁では、その制度的な検証も含めてやっていきたいという答弁ですので、全部変えるとかということではなくて、全部いろんな問題点を洗い出しながら、いろんなご意見を聞きながら、変えられるものは変えていきたいということです。

また、もう一つ大事なものは、小島委員もおっしゃったように、小規模校への対策、対応というのでしょうか、それはやはり必要なもので、これも平成17年度には、事務局の課長たちが全部学校に入って、地域の方やPTAや学校関係者と、そのいろんな対策をやっていきます。これもまた引き続き平成18年度もやって、そういうこともご理解をいただいて、学校それぞれの魅力を、小学校なら19校、中学校なら10校ありますけれども、その魅力をどんどんどんどん高めるような、そういった方策をやはりしていきたいと思います。

小島委員 学校選択希望制の後、各学校の校長先生の意気込みはやはりだいぶ違うと思うのです。それに基づいて、学校内の教職員の方々の意識改革や経営面でも、学校選択希望制を導入してから非常にアップしたと思っているのです。だから、そういうアップした面もよく検討すべきだと思います。

横矢委員 いろいろお話を伺っていて、保護者の方が、不安感を持つことのないように、PRの面で、何のためにいろんな検証しているのかというようなことをオープンにしながら、一緒によくしていきたいんだということをうまく入れていただきたいなと思います。保護者の方が、来年どうなるのか不安になってくるのが一番まずいということです。

澤委員長 それでは、よろしゅうございますか。

### 3 平成18年度給食調理業務委託について

澤委員長 次に、平成18年度給食調理業務委託について。同じく学務課長、お願いいたします。

学務課長 学校給食調理業務の委託について、ご報告をいたします。

平成18年度の調理業務の委託につきましては、中学校の4校について行うということで、昨年11月に教育委員会にご報告しております。その後、業者選定をしましてまいりました。プロポーザル方式による事業者公募を行いまして、選定の透明性・公正性をより一層確保するというところで行ってきたものでございます。

選定委員にも、学識経験者とか現場の栄養士、それから調理職員を加えて、選定作業を行ってまいりました。その結果、このたび3事業者を平成18年度の中学校の給食調理業務の委託事業者として選定をいたしました。

選定委員会におきましては、衛生管理とか職員の配置体制、食物アレルギーへの対応等、さまざまな角度から審査、試食会等を実施してまいりました。それらの結果を総合して上位3事業者を決定したというものでございます。

複数の事業者を選定した理由でございますけれども、今後、港区内の給食調理業務を進めていく上で、事業者間の切磋琢磨ということで、学校給食のより一層の向上を期することができるという観点から、3事業者を選定したものでございます。

なお、事業者名及び、どこの事業者がどこの学校にということは、今後開催されます区の業者選定委員会、ここでの審査を経て正式に決定するというところでございます。

口頭ではございますけれども、私からは以上でございます。

澤委員長 平成18年度の給食調理の業務委託、さらに1校を加えるということで説明がありましたけれども、何かございますか。

小島委員 プロポーザルで選定した業者は、従前1社ありますね。そのほか2社新しくという意味ですか。

学務課長 従前1社でやっておりました。結果的に従前の事業者と、あとは新規に2社、合計3事業者で実施するということになりました。

小島委員 従前の1社はかなり大きな業者でしたが、新規の2社は従前の1社とほぼ同程度なのでしょうか。

学務課長 先ほどご説明を簡単にさせていただいたところですが、衛生管理とか、あるいは職員の経験年数とか、そういった事業者の総合力をいろんな角度から見させていただきまして、試食会も行いました。それから、いずれの事業者も他の区で給食調理の業務委託を受託している事業者でございましたので、そういった実際の調理の現場も選定委員会のメンバーが視察しまして、総合的に点数をつけて選定をしたのですが、第1位の事業者についてはかなり高得点で選ばれて、ほかの2社はそれに続く得点を得ました。そういう意味で点数に差はございますけれども、いずれの事業者に任せても大丈夫だろうという判断をさせていただきました。

澤委員長 あと、これまでの3校で子どもたち、あるいは保護者は大体満足しているのか。赤坂中の場合、結構その後も満足だという報告は聞いたのですが、ほかの2校についても、特に外部委託で問題とか何とかという、そういう声はほとんどないのですか。

学務課長 事業者の選定に当たっては、その学校と保護者とのコミュニケーションを密にするよ

うにということで、学校給食運営協議会というのを、学校と保護者と事業者間で必ず設けて、そこで日頃から話し合いをするようにということを条件にさせていただきます。

それで、赤坂中では、港区で初めて調理を委託した学校だったということで、当初から頻繁にその協議会を開催してきており、保護者から好評をいただいております。今週の土曜日にもあると聞いております。他の2校、朝日中と港南中については、最初に試食会を行い、その後、1回か2回、協議会を開いたと聞いてございますが、その後は特段開かれていないということです。それはもう問題はないということで開かれないというふうに聞いております。

澤委員長 よろしゅうございますか。

#### 4 港区立図書館基本計画について

澤委員長 それでは、続きまして、港区立図書館基本計画について。図書・文化財課長、お願いします。

図書・文化財課長 それでは、資料ナンバー3をごらんください。

概要も中に入っていると思います。概要の2ページ目をお開きください。港区立図書館の将来像ということで、素案のときと基本的には変わらないのですが、このようにビジュアルにしてみましたということです。

それから、本文のほうの参考資料の47ページでございますが、昨年11月11日から1カ月間、区民に意見を求めました。その結果、17名からご意見がございました。それにつきましては、参考資料の48ページ以降に記載してございます。これらのことを踏まえ、若干修正した部分もございます。

区民意見を入れて修正した部分、すべてではございませんが、若干ご説明をしたいと思います。

本文の40ページでございますが、レファレンスカウンターというご要望が結構多かったものですから、「レファレンスカウンターの設置等」ということで、「レファレンス機能の強化」の部分で若干文言を加えてございます。

それから、41ページでございますが、開館日の拡大ということで、月曜日等もあけてほしいというご要望もございました。そういったことで、以前、素案の段階では開館時間の拡大だけを表記してございましたけれども、「開館日・開館時間の拡大」ということで、前期は、検討でございますが、そういった形で修正をしてございます。

そのほか、若干文言的なもので修正がございましたが、基本的には素案でお示したものと変わっておりません。

それから、ちょっと戻りまして、恐縮でございますが、19ページをお開きください。「専門図書館・大学図書館の状況」という欄がございますが、「東京海洋大学との間で」ということで文言を加えてございます。図表30の上のところでございます。この辺が主な変更点でございます。

それで、今後、庁議に報告をして、区民文教常任委員会に報告をして、4月11日号の広報紙でこういった計画をつくりましたという周知を図っていきたいと思っております。

私から、図書館基本計画につきましては以上でございます。

澤委員長 図書館基本計画につきまして、簡潔に説明をもらいましたけれども、何かございますでしょうか。

図書館というのは、私の女房とか家族なども結構、よく利用させていただいて、非常に重要な知識のデータベースということなのですが、インターネット経由の検索というのをうちの図書館ではかなりよくなっているのですか。

図書・文化財課長 昨年の1月からインターネット検索ができて、予約もできております。

澤委員長 そのインターネット検索はわかるのですが、みなと図書館の中で、ほかのデータベースを参照できますか。

図書・文化財課長 その件につきましては、きょうの報告事項の中で、6番目になりますが、有料データベース、そちらのほうで報告をさせていただきたいと思います。

澤委員長 港区はいくつかの大学があるわけですが、東京海洋大学とは基本協定を締結してるといことなのですが、図表30というのは、「ありますよ」というだけで、港区民だったら利用できるということではないのですか。

図書・文化財課長 まだそこまではございません。こういった資源がありますので、その辺での連携を、今後深めていきたいということで、提示をさせていただいたということです。

澤委員長 ぜひともいい連携ができるように、せっかく港区にあるのだとすれば。

小島委員 図書館の指定管理者への指定の部分は、どの辺に書いてあるのでしょうか。

図書・文化財課長 指定管理者に関しましては、直接的な記載はございませんが、45ページには「民間委託等により、さらなる効率化を図り」ということでございまして、指定管理者にするかしないかということについては、今回の基本計画の中では議論をしてございませんので、そういった記載はございません。

なお、図書館につきましては、北九州市ですとか、例はございますが、現時点でインセンティブをどのようにとれるかという部分が一つの課題としてございまして、今の段階で指定管理者をすぐ入れるという判断にはなかなかいかないのかなと考えてございます。

なお、港区としましては、昨年4月から業務委託を開始したばかりですので、そういったことも含めまして、他の動向を見ながら検討をしていく必要があると考えております。

小島委員 そうすると、指定管理者まで、まだ至らないとしても、その業務委託の業務の内容を少しずつ広げていこうということはあるのですか。

図書・文化財課長 業務内容の拡大ということでは、平成18年度につきましても、例えばほかの図書館にあるけれども、港区の図書館にないので、それを取り寄せてほしいという業務もございます。これにつきましては、今までは常勤職員あるいは非常勤職員がやりますよということで、平成17年度は業務委託契約をしているのですが、委託館については、その部分についても平成18年度からは業務を拡大して委託でやってもらうということで、少しずつは、拡大していける部分については拡大していきたいと考えてございます。

次長 図書館の指定管理者制度の導入が難しい点は、図書館は無料で利用されているということです。有料施設の場合ですと、指定管理者がいろいろ工夫する余地があるんですが、図書館の場合

にどのような形で工夫できるのかというのが大きな課題でございます。

考えられるのは、そこで図書の紹介して販売するとかというような形の工夫を考えると、制度がうまくなじんでいくかなということで、図書館の指定管理者にどのような形でインセンティブを与えながら導入するかというのが大きな検討課題の一つでございます。

小島委員 わかりました。

澤委員長 ほかに、よろしゅうございますか。

#### 5 港区子ども読書活動推進計画について

澤委員長 それでは、次、港区子ども読書活動推進計画について。同じく、図書・文化財課長、よろしく願いいたします。

図書・文化財課長 それでは、資料ナンバー4をごらんください。

子ども読書活動推進計画でございます。昨年の12月21日から約1カ月間、区民の意見を募集をいたしました。その結果、3名ほどですが、ご意見がございました。それらについて、この参考資料の37ページに、内容と回答が記載してございます。

あと、子ども読書活動推進計画のほうにつきましては、基本的には素案からさほど修正をすることなく、最終報告という形になっております。

それから、こちらのほうは、行政計画をするに際しまして、副題を行政のほうで決めていきたいと考えてございます。副題につきましては、できましたら、「未来を創る子どもたちのために」という副題を考えてございます。

雑駁な説明で恐縮ですが、私からは以上でございます。

澤委員長 子ども読書活動推進計画につきまして、簡潔に説明をもらいましたけれども、何かございますでしょうか。また、この報告書の副題ということでも意見をということでございますので、何かございましたら、よろしく願いします。

小島委員 やはり、子どもの読書活動をいかに活発にするかということは、学校教育の基本にもかかわる部分なので、この計画が強力に推進されることを、本当に願っております。

横矢委員 私も、これはすごくいいことだと思うのですが、副題について、1番の「未来を創る子どもたちのために」だと、どんな内容にも当てはまってしまふ、読書ということについてインパクトがないような気がします。例えば、数学だろうが科学だろうが、このタイトルでいいということになってしまうので、ほかの区を見ても、「未来、未来」という形で書いてあって、もうちょっとかなという気がします。どちらかというともっと具体的な3番、「自ら本に手をのばす子どもたちを育てます」という形のほうが今回のタイトルには合うのではないかなと思います。あるいは、これが長いような、もたもたした感じがあれば、もうちょっと簡単に。意味としては、自分で本を選ぶ、本が好きな人になってほしいんですよね。そのようなことが伝えられたらいいなと思います。

澤委員長 いかがでしょう。副題についてのご意見をいただきましたが。

小島委員 「本を読む子はよい子です」とか幼稚園向きかな。

図書・文化財課長 横矢委員おっしゃるように、1番は、確かに「未来を創る子どもたちのため

に」ということで、これは何の計画であっても、すべて通用してしまうということですので、「自ら本に手を伸ばす子どもたちを育てます」ということで、このままいくか、あるいは事務局のほうでもう一度検討させていただいて、ここについてはお任せをいただくというふうな形でお願いできればと思います。読書ということで、具体的なものを書き込むと、そういった副題にすると。

澤委員長 そうですね。1番はトータルで見ると、イメージとしては非常にいいと思うんですけども、横矢委員が言われたように何でも通用するから。読書することによって未来が開けるといえるか、可能性が開けるような、何かそういう展望みたいなものを盛り込んでいただくといいのかもかもしれませんね。

教育長 23ページに「学校における子ども読書活動の推進」という項目があって、当然ながら、この「港区子ども読書活動推進計画」は教育現場、学校の先生方にもしっかり読んでいただかなければいけないと思うんですね。それから、事務局と学校とが、これは図書・文化財課だけにかかわらず、その蔵書計画を担っている学務課あるいは読書教育そのものを担っている指導室、そしてこの計画を作成した図書・文化財課、この3課が連携して学校とどのように具体的にこの読書活動の推進を行っていくのかというものを、その字面だけではなくて、実際どう進めていくのかということが大切だなと思いますので、その辺しっかり取り組んでもらいたいと思います。

澤委員長 それでは、よろしゅうございますね。

#### 6 新聞・雑誌記事の情報提供サービス及び港区ゆかりの人物データベースの提供について

澤委員長 続きまして、新聞・雑誌記事の情報提供サービス及び港区ゆかりの人物データベースの提供について。図書・文化財課長、よろしくをお願いします。

図書・文化財課長 ことしの4月から、区立図書館におきまして、新聞・雑誌記事の検索ができる有料データベースを無料でご利用できるようになります。それから、図書館・港郷土資料館ホームページ、現在はみなと教育ネットから入っていたのですが、図書館と港郷土資料館の専用のホームページを開設をいたします。

まず、新聞・雑誌記事の情報提供サービスでございますが、検索できる新聞は、読売新聞、毎日新聞、産経新聞、エコノミスト、東洋経済、それから日経テレコン21というのですが、これに日本経済新聞ほか若干入っております。朝日新聞は、「聞蔵」というデータベースがございますが、今回は横断検索を日経テレコン以外は、すべてできますので、朝日新聞はそこには参加されないということで、こういった内容になっております。区立の6図書館に設置してあります利用者用インターネット検索パソコンから、各カウンターで申し込みをしていただければ、そのまま使えるということで、利用料は無料でございます。

それから、2番目の港区ゆかりの人物データベースでございますが、これは江戸時代以降、多くの人物が港区に住んでいたり、活躍をしてきました。そういった人たちのプロフィールや港区とのかかわりをホームページ上で公開するとともに、それらの人物にかかわる図書を収集して、図書館で閲覧・貸出をしまして、生涯学習の一助としていきたいということで、初年時は尾崎紅葉を初め計100名。ホームページの紹介内容ですが、プロフィール、港区のかかわり、ゆかりの地ウオ

ーキングポイント、主な著作や関連出版物、それらをデータベースとして公開をいたします。

私からは以上でございます。

澤委員長 港区立図書館から利用できるデータベースの二つにつきまして、図書・文化財課長から説明をいただきましたけれども、何かございますでしょうか。

横矢委員 この情報提供サービスですが、利用可能端末は、一つの図書館に何台ぐらい設置されるのでしょうか。一人が陣取っていたら、全然見られないということにはならないのかというのが、気になるのですが。

図書・文化財課長 新聞・記事の情報サービスについては、図書館に接続しているインターネットパソコン、22台から同時に可能ということで、それぞれそのインターネット端末があるところから見るということで、各館に行きますと、1台ぐらいになってしまうのかなと思います。あまり長期間の占有がなされないような運用を図っていきたいというふうには思っております。

澤委員長 各館に行くと、1台ぐらいになってしまうのですか。ちょっと寂しいですね。

教育長 22台あるんでしょう。

図書・文化財課長 22台ありますので、各館のインターネット端末からアクセスはできるということです。

澤委員長 では、各館に何台かあるということですか。

図書・文化財課長 インターネットパソコンの台数でできるようになるわけですね。

教育長 3台から4台ぐらいあるんでしょう。22台あるというのだから、6館ですから。

図書・文化財課長 各図書館に設置されております来館者用のインターネットパソコンは、みなと図書館が4台、麻布図書館が1台で、それ以外が各2台、スペースの関係でそういったことになっておりまして、合計で13台と。6館で13台ということですね。

この22台というのは、問い合わせ等もございまして、利用者用以外、要するに職員用、職員向けのものでありますのでということです。説明不足で申しわけございません。

五味原委員 せっかくそれだけのサービスをやりながら、どうも今聞いた台数というのはあまりにも少なすぎると思います。これは、私はサービスではないと思う。

澤委員長 それは、課長の責任ではないでしょうか。

図書・文化財課長 インターネットパソコンは、やはり場所をとるものですから、スペースを考えて、どの程度あるかということも踏まえて、今後、ブック型の小さなものにするとか、いろんなことを考えながら、利用できるように改善はしていきたいと思います。

澤委員長 これは規模が違いますが、長崎市の歴史文化博物館も、コンピュータの端末というのをフルに活用してましたよね。港区、東京の、日本の先進地、それからいくと1台ぐらいしかないのはちょっと寂しいなど。

これは課長の責任ではなくて、私どもも何かそういう計画をつくって、その点を拡充するような、そういう案を出すことが大事なのかなと。

教育長 新聞とか雑誌記事を検索するという事は、それを読むということですから、そういうことを考えると、きっと5分や10分では終わらないですよ。そうすると、回転が非常に悪いと

ということになりますから、当然、今、五味原委員がおっしゃったように、台数をふやす方向で、やはり検討をしていくということが大切だと思いますね。

それから、もう一つ、港区ゆかりの人物データベースというんですが、これはとってもいい取り組みだと思うのですが、今回は100名ということで、今後、やはりふやす方向というのは、このデータベースはどうなってますでしょうか。

図書・文化財課長 平成18年度については30名をふやすということで、予算上は考えてございます。

五味原委員 これはふやしたら、どういうことに……。

図書・文化財課長 五味原委員のご質問ですが、実は新聞・雑誌記事の情報提供サービスと港区ゆかりの人物データベースのほうは、システムと違いますか、仕組みが違っていて、港区ゆかりの人物データベースはご自宅のホームページから直接アクセスができます。

1番については、これは図書館だから、低額で、この程度の金額で済みますよという契約なものですから、それをインターネットで勝手にみなと図書館にアクセスして、すべての方が有料データベースをごらんになれるというものではございません。そういった意味では情報提供サービスのほうは、現在も23区の中で9区しかやってございません。都立中央図書館では、この有料データベースについては、有料にすべきではないかというふうな検討もしている中でございますので、とりあえず台数は少のうございますが、今後改正をさせていただくということでご理解をいただければと思います。

澤委員長 人物データベースは、家のパソコンからアクセスできるわけですね。

細くなるのですが、朝日新聞が入らない、使えないというのはどういうことでしょうか。

図書・文化財課長 実は、この検索できる新聞・雑誌名がございますが、東洋経済までは、個別の企業名を出しますと、「ジー・サーチ」というところが一括でデータベースを持っていて、横断検索が可能なんです。一つのキーワードで、雑誌から新聞から、すべて検索できます。そのところに朝日も入ってもらえないかという働きかけをしたのですが、朝日新聞のほうには「聞蔵」というデータベースがありまして、そういった横断的なところに入らないということでございます。それから、日経テレコンのほうが、日経新聞もそういったことには入らないということで、日経については別契約でという、2本の契約になっております。

澤委員長 朝日新聞との契約はしてないということですか。

図書・文化財課長 とりあえず、今回は朝日新聞については入れてないということで、ご理解いただきたいと思います。

澤委員長 これはプリントアウトはできるんですか。

図書・文化財課長 これは、直接プリントアウトしてしまいますと、著作権法上まずくなりますので、どこにあるということを確認をさせていただいて、図書館の蔵書の中からコピーをしていただく、そこで一手間、二手間かかってしまいますが、これは自分で契約しているわけではございませんので、今のところではその辺が限度なのかなと思っております。

澤委員長 段々図書館も便利になって、利用者の利便性はよくなっていますよね。

ほかによろしゅうございますか。

#### 7 平成18年度入学式の「お祝いのことば」について

澤委員長 それでは、次に、平成18年度入学式の「お祝いのことば」について。指導室長、よろしくをお願いします。

指導室長 平成18年度、幼稚園・小学校・中学校の入園・入学式の「お祝いのことば」の案でございます。

簡単に読ませていただきたいと思います。

幼稚園のお祝いの言葉です。

皆さん、ご入園、おめでとうでございます。

皆さんは、今日から（ ）幼稚園の子どもたちです。

幼稚園は、とっても楽しいところです。たくさんのお友達や明るく元気なお兄さん・お姉さんがいます。やさしく教えてくださる先生方もいらっしゃいます。お弁当を持って遠足に行ったり、夏には、水しぶきをいっぱいあげてプールで遊んだりします。毎日、楽しいことがたくさんあります。お姉さんもお兄さんも先生方もみんなと一緒に遊べることをたのしみにしています。明日から元気にたのしく遊びましょう。

さて、保護者の皆様、お子様のご入園、誠におめでとうでございます。心からお祝い申し上げます。子どもたちの健やかな成長のためには、家庭と幼稚園がそれぞれの役割を十分に果たすことが大切です。幼稚園と家庭と連携・協力のもと、子どもたち一人ひとりが幼稚園での様々な経験を通して、たくましく心豊かに成長されるよう願っております。

園長先生をはじめ教職員の皆様、そして、PTA、地域の皆様、本園の園児一人ひとりに温かいご指導とご支援をよろしく願いいたします。

結びに、入園児の健やかな成長を心から願いますとともに、ご出席の皆様方のご健勝とご多幸を祈念し、お祝いのことばといたします。

というのが幼稚園です。

小学校でございます。

新入生の皆さん、ご入学おめでとうでございます。

今日から皆さんは、港区立（ ）小学校の一年生です。

皆さんの目は、うれしさできらきらと輝いています。今日から始まる小学校での生活を楽しみにしていたことが、よくわかります。

小学校では、次の三つのことに気をつけて楽しく過ごしてください。

一つめは、明るく大きな声であいさつし、毎日を過ごしてください。大きな声を出してあいさつすると、とっても気持ちが良いし、元気が出てきます。

二つめは、友達をたくさんつくることです。学校には、大勢のお友達や、やさしいお姉さんやお兄さんがいます。みんなと仲良くすると、学校がとっても楽しくなります。

三つめは、自分から進んで勉強することです。先生方は、いつもやさしく教えてくださいます。

先生のお話をよく聞いて、自分でよく考え進んで勉強しましょう。また、英語の勉強もはじまります。楽しみにしてください。

新一年生の皆さん、今、お話をしました、「元気にあいさつ、友だちと仲良く、進んで勉強をする」という三つを守り、今日から楽しい学校生活にしてください。

さて、保護者の皆様、お子様のご入学、誠におめでとうございませう。心からお祝い申し上げます。

教育は、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を十分に果たし、児童の健やかな成長を支えることが大切です。学校との連携とご協力をよろしくお願ひいたします。校長先生をはじめ教職員の皆様、PTA、地域の皆様、明るく元気な一年生への温かいご指導とご支援をよろしくお願ひいたします。

結びに、これから始まる小学校生活に、夢と希望を大きくふくらませている新一年生の健やかな成長と、ご出席の皆様のご健勝とご多幸を祈念し、お祝ひの言葉といたします。

これが小学生です。

次に、中学生です。

新入生の皆さん、ご入学おめでとうございませう。

皆さんは、今日から港区立 中学校の生徒です。今、皆さんの心の中は、これから始まる中学校生活への希望と期待で満ちあふれていることと思ひます。

中学校時代は、小学校で培ったことをさらに発展させ、生涯にわたって学び、自分の人生を豊かに生きるための基礎を築く大切な時期です。

これからの三年間、楽しく充実した生活を送るために、次の二つのことに心がけてほしいと思ひます。

第一は、「自ら学び自ら考え、何事にも積極的に取り組もう」ということです。

中学校時代は、心も体もめざましく成長していきませう。このような時期に大切なことは、自分から進んで学び、自分の頭で考え判断し、何事にも積極的に取り組んでいく姿勢です。学校の勉強はもちろんのこと、スポーツや読書、新しい友だちをつくることなどに大いに挑戦してください。きっとそれは大人になった時に、大きな力になるはずです。そして、本校のよき伝統を受け継ぎ、学校や地域の一員としての自覚をもち、中学生として責任と規律ある行動を取ってほしいと思ひます。

第二は、「自己の将来に夢や希望をもとう」ということです。

中学校時代は義務教育最後の三年間であり、社会へ旅立つ準備をするための大事な時期でもありませう。自己の将来に夢や希望をはっきりともち、その実現のために、中学校で学ぶことの意義や生きることの尊さをしっかりと理解してほしいと思ひます。そして、今日を新しい出発点として、有意義で充実した学校生活を送ることができるよう、心からお祈りいたします。

さて、保護者の皆様、お子様が、本日めでたくご入学を迎えられましたことを心からお祝い申し上げます。誠におめでとうございませう。教育は、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を十分に果たし、生徒の健やかな成長を支えることが大切です。学校との連携とご協力の程、よろしくお願ひいたします。

校長先生をはじめ教職員の皆様、PTA・地域の皆様、本校の生徒一人ひとりに温かいご指導とご支援をよろしくお願ひいたします。

結びに、本校生徒の皆さんの健やかな成長を心から願いますとともに、ご出席の皆様方のご健勝とご多幸を祈念し、お祝いの言葉といたします。

以上です。

澤委員長 平成18年度入学式ということで、教育委員も入学式に出ることになりましたけれども、いかがでしょうか。

五味原委員 これは、卒業式と同じですか。

指導室長 同じです。

小島委員 小学校と中学校を比べて、小学校のほうは一番後ろの5行目から、「校長先生校長先生をはじめ・・・明るく元気な一年生への温かいご指導とご支援」、それから「新一年生の健やかな成長」となっているのですが、中学校のほうは後ろから6行目に「本校の生徒一人ひとりに温かいご指導とご支援をよろしくお願いいたします。結びに、本校生徒の皆さんの健やかな成長を心から願い」と、小学校は「新一年生」と言っているのですが、中学校は「本校生徒」全員を言っているのですけれども、なぜ違うのですか。

指導室長 小学校のほうは「明るく元気な」ということで、そういう意味では、それこそ「明るく元気な」雰囲気を出そうというのが、一つそこに思いがあるんです。

小島委員 だから、新一年生に温かいご指導、新一年生の健やかな成長ですね。中学は全員になっちゃっている。

指導室長 全員ということもあるのですが、「本校の生徒一人ひとりに温かいご指導とご支援を」ということで、文字の流れ上、本校の新入学生のと言ってもいいのですが。

教育長 理屈になってないから、これは変えたほうがいい。

指導室長 小学校を直させていただきます。

小島委員 やはり、新一年生のほうがいいのではないですか。

五味原委員 そうですね。みんな新一年生にすればいいんだよ。

小島委員 幼稚園もですね。

指導室長 そうですね。新入生というか、新入園児ですね。

小島委員 お祝いだから、やはり新しく入ってくる子どもたちに。

教育長 「皆様方」というのと「皆様」というのとありますので、そこら辺をちょっと統一をして、最後の細かい部分を整えて。

小島委員 あと、幼稚園のところで、6行目から、「先生方もみんなと一緒に」という、これは「みんな」がいいのか、それとも「皆さんと一緒に」がいいのか。

教育長 「皆さん」でしょうね。

小島委員 「皆さん」のほうがいいですね。

それから、幼稚園の初めのところ「お兄さんとお姉さん」で、次が「お姉さんとお兄さん」という言い方をしていますが、これは平等にやったのですか。

指導室長 「お兄さんお姉さん」が出てくるのは小学校。

小島委員 小学校でも出てくるのですね。小学校は「お姉さん」が先ですね。

指導室長 1回出てくるんですね。その辺はうまく統一をしたいと思います。

澤委員長 よろしくお願いいたします。

ほかに、よろしゅうございますか。

#### 8 平成17年度第3回学力向上事業研究発表会について

澤委員長 それでは、次ですが、平成17年度第3回学力向上事業研究発表会について。指導室長、よろしくお願いいたします。

指導室長 資料7をごらんください。

1月24日の火曜日に教育センターで、学力向上研究発表会を行いました。

内容は、教務主任会の研究報告、それからパイロット校の7校のうち3校の発表、それから最後に明治学院大学の望月教授からの「教育改革と学力向上」についての講演をいただきました。

教務主任の研究では、授業改善というところに焦点を当てて、小学校・中学校部会、それぞれ学力向上のための子どもたちによる授業評価表の作成、またそれを作成して実践した、その成果が発表をされています。子どもの自己評価と、それから授業に対する評価、いずれも小・中学校とも、二つの視点から評価表を作成しておりまして、活用と課題ということで分析を行っています。

実際に、発表の中では、こういうことをやることによって授業の改善に結びついていくということがありましたが、課題としては、特に教科ごとにこれからこれをどういうふうに改善をしたらいいの、あるいは実際の授業改善にこれを結びつけていく、そういった学校の中の取り組みということが課題であるという発表がされておりました。

子どもによる授業評価というのは大変重要なところですが、今までも「振り返りカード」とか、簡単な授業単元なり授業ごとに、授業はわかりやすいですかと、いろいろやっていたのですが、教務主任会ではそういうことを、全体を見通してどういう評価の項目がいいのかということを含めた研究を行っているということです。

それから、その次の研究奨励校・パイロット校の発表では、3校の発表がありました。

一つは理科教育、理科学習。これは、先ほどお話がありましたけれども、地上波デジタル放送の活用を図ることを中心に研究を進めている神心小学校の発表。それから港南小学校、読む力を育成するというので、各学年で目標を定めて、それに従って子どもたちの読む力を、系統的にといいますか、段階を踏んで育てていこうという実践報告がありました。さらに、東町小学校では、個別指導計画。心身障害学級の個別指導計画ではないのですが、通常学級における個別指導計画、算数を通してということで研究をしています。この取り組みの状況ということについて報告がありました。

さらに、明治学院大学の望月教授からは、「教育改革と学力向上」ということで、この学力の考え方を、学習指導要領の改訂の変遷をずっと追いながら、あるいはその政治的な背景を追いながら説明をされました。

さらに、いろいろな国際的な調査あるいは研究者の調査結果を挙げていただいて、例えば文化的階層というふうに、家庭環境なのでしょうか、そういったことによって学力、意欲、学習行動、成

果をどういうふうに違って来るかという、そういった研究成果、あるいは教師の指導力と家庭の教育力と学校の経営力とその学力との関係、例えばそういった表を挙げて、その変化を発表しました。

私があれば、一番学力が高いわけですが、それぞれ「×」「 」になってくるとだんだん下がってくるのですが、一つだけ山があって、小・中学校ともに上がっているところがあるんですね。これは、家庭の教育力は「 」がついていまして、教師の指導力は「×」で、学校の経営力も「×」なのに上がっていると。これがすべてだとは言えないのですが、どうしてこういう現象が起きるのかというの、学校のこれからの考え方というのも変えていかなければいけないかなという思いがあります。

それから、教師の指導力が「 」で、学校の教育力が「 」で、学校の経営力が「×」の場合、これはどうなるかという、極端に下がっているのが中学校という結果が出ているんですね。どういうサンプルでやったかということにもよるのしょうけれども、いろいろとそういった三つの関係を、これから意識していかなければいけないのかなと思いました。参加者は、ここに書いてあるとおり、58名ということで、ちょっと少ないなという思いがあります。これについては、ことしは教育センターでやったのですが、来年度は、会場と発表の時期について工夫をしていきたいということです。

以上です。

澤委員長 学力向上という、港区の教育にとって非常に重要なテーマでの研究発表会につきまして指導室長から説明がありましたけれども、何かございますでしょうか。

小島委員 1月の委員会で、たしか私が「学力向上に向けた授業力の向上」、そこで行われた内容について、後にご説明していただきたいと指導室長にお願いしたところ、このような立派なペーパーを出していただいて、まことにありがとうございました。

昔、大学で大学生が教授の講義を評価するというのが、だいぶ前にありましたよね。あれは斬新な手法をとっているな、また逆に言うとそんなことでいいのかなということを経験しているんですが、小学校、中学校において「振り返りカード」、「授業評価カード」という形で児童による授業の評価をするということは、さらに斬新的なことということで、これはあくまでもその授業によって児童がどのくらい理解できたかということを探るためのカードであって、先生の授業の仕方のよしあしをいうのではないのでしょうか？

指導室長 これは中学校のものなんです、若干そういうものも入っています。

例えば、生徒による授業評価で、「わかりやすい資料や興味・関心を持てる資料を用意している」とか、あるいは「生徒への指示が明確でわかりやすい」とか、「授業のねらいや内容がわかりやすい」というような項目が入っていますから、そこで低い評価をもらおうと、わかりにくいという部類になってしまいます。結構厳しい評価で、子どもがわかっているかどうかというのは、もちろんその自己評価の中に入っているのですが、あとはテストをやったり、いろんなことで子どもの評価というのは結構できるんですが、自分自身の授業評価ですから、これは毎日やるという話ではもちろんないと思うのですが。

小島委員 そうですか。そうすると、それを見て、先生が、「自分はこの教え方がまずかったかな」とか、あるいは「もうちょっとこういう資料を用意すればよかったか」というもので、全体的な授業力の向上につなげていくという考え方なのですか。

指導室長 そうですね。これでいいかどうかということも含めてつくっていくということですから、これはまた改良されて、このまま使えるかどうかは、また別の問題だと思いますが、ただそういった視点が入った研究という意味では、私は意味があると思っています。

小島委員 中学生ぐらいになると、そういう批判能力というか、評価能力が……。小学生を私は見ていたもので、小学生でこんなことができるのかなと思ったのですが。

指導室長 小学生はあまりないのですが、「授業中の先生の話がわかりやすかったですか」というような項目があって、「授業の内容がわかった」とか「わかりにくい部分もあった」とか、いろんな選択肢があります。あるいは「考えたり何かつくったりする時間はちょうどよかったですか」ということが一つ、そういう意味では時間の設定の仕方なども、計画の仕方の評価ということになります。

小島委員 そういう意味では、なかなかいいですね。ただ、やり方を間違えてしまうと……。委員長、大学生が教授の講義を評価するというのはどういう感じなのですか。問題点はないのですか。

澤委員長 問題点はありますよ。大学生が評価する場合には、単位のとりやすいほうがいい評価をつけたり。だから、もろ刃の剣みたいな面があって、それを必ずしも100%、うのみにするのがいいのかどうかという検討は、多分重要なことだと思いますね。

指導室長 中学校のほうは、さらに先生たちが自分の自己評価もできるような表をつくっていますね。振り返り評価のような、それと子どもたちの評価と、両方ですね。

澤委員長 これは、小学校も中学校も部会ということは、複数の学校でこういうことがやられた結果について勉強し合うということですか。

指導室長 そうです。中学校はたしか2部会ぐらいに分かれています。あとやっているのは、特別支援教育に対する研究ですとか、コンピュータの活用に対するということでは、さらに分かれています。

小島委員 先ほどの学校の経営能力と、それから学校の授業力が「×」でも家庭の指導力が「」だと成績がいいというのは、どう評価しているのですか。

指導室長 そんなに重く聞いたわけではないのですが、おもしろいなという、そういう影響もあるんだなという思いで聞いていましたから。評価というか、またそれは地域にもよるでしょうし、すべてがそういう形にはならないのだろうなという思いはあります。

教育長 むしろ、当然なんですね。いかに、子どもが育っていくということに関して、やはり家庭の力というのは大きいのか、あるいは基礎になっているのかということをおぼわしていると思いますね。

澤委員長 よろしゅうございますか。

これは、若干参加人数が不足だったとかというようなことで、指導室長から見ると、開催の時期とか場所という意味で改善の余地があるかもしれませんが、私どもは、こういう貴重な研究発表会

なので大勢の方に来ていただくということは大事だと思いますので、お願いいたします。

## 9 その他

澤委員長 ほかに、庶務課長、何か報告事項はございますか。

庶務課長 特にございません。

## 第3 協議事項

### 1 港区における生涯教育の施策の方向づけについて

#### (1) 学校教育の環境整備について

澤委員長 日程第3、協議事項に移ります。

港区における生涯教育の施策の方向づけのうち、学校教育の環境整備について。教育政策担当課長、よろしくをお願いします。

教育政策担当課長 区立幼稚園における3年保育実施園の拡大について、今回口頭で報告をさせていただきます。

澤委員長 では、次長のほうから、よろしくをお願いいたします。

次長 この点に関しまして、これまで9月に、これからの区立幼稚園配置計画の取り組みについてご決定いただきまして、保護者、区民を含め、また私立幼稚園側に理解を求めて、説明を行ってまいりました。この2月23日から開催の第1回区議会定例会におきまして、自民党議員団の菅野弘一議員からご質問が出ていますので、ご報告をさせていただきたいと思います。

ご質問の内容は、まず区立幼稚園における3年保育実施園の拡大についてということで、区が平成18年度予算において、公私立幼稚園保護者負担の格差是正に取り組むことは評価いたします。また、区立幼稚園の適正配置問題も、区内の幼少人口の増加傾向を踏まえ、柔軟に対処することとしたことも、それはそれで評価できる対応と言えます。しかし、一方で懸案となっている3年保育の実施園の拡大についてはどうなっているのでしょうかと、このようなご質問でございました。

教育長からは、これまでの事務局からの報告に対する教育委員会での議論を踏まえまして、次のようにお答えをしております。幼稚園教育において、非常に早い時期から遊びを通じた豊かな体験や集団生活など、社会性の育成が大切であり、3年保育のより一層の拡充を進める必要がありますと、そのため、平成20年度までに中之町幼稚園を含め、3園で3年保育が実施できるよう、現在幼稚園、PTA、学校関係者との意見交換や私立幼稚園側に理解を得るための説明を行っております。今後は区立幼稚園での3年保育拡大について、公私立幼稚園調整審議会での審議を踏まえ、その実現に取り組んでまいります。このようにお答えをいたしました。

教育政策担当課長 9月13日、教育委員会での取り組みについてご決定いただきました内容について、保護者、区民の方に説明してきたわけでございますが、同時に、私立幼稚園連合の理事の方のほうにご説明も進めてきております。

基本計画の中に、平成20年度までに中之町幼稚園を含めまして、3園で3年保育を実施していきますということを書いてございますので、それに向かって、今後、公私立幼稚園調整審議会開催

への調整に向けて取り組んでいきたいと考えております。

今後、その公私立幼稚園調整審議会に向けて、私立幼稚園側に、この間、人口の増加あるいはアンケートの結果等について情報提供をしまいいりましたので、これから次の段階へ入っていく必要があると承知しています。

澤委員長 以上、今後の3年保育の拡大につきまして説明をもらいましたけれども、何かございますか。

五味原委員 公私立幼稚園調整審議会は、いつごろを目途に……。

教育政策担当課長 時期につきましては、前段で区立幼稚園の側のいろいろな内容について、今後の展開についてお話をし、それについてある程度下準備ができた段階ということになりますので、時期はちょっと特定はできないのですが、なるべく早い時期に実施していけるように取り組んでいきたいと考えております。

次長 公私立幼稚園調整審議会に、お諮りする点については、区立幼稚園の3年保育の実施に関する事、それから幼稚園教育の振興策について、多分この二つになるのかなど。

現在は、平成18年度予算に公私立の格差是正の予算を計上してございます。現在、この説明を行っているところです。

こういう予算措置と、それからこれからの幼稚園配置計画の取り組みについてにあるように、将来の人口推計、それから区民アンケートによる区民の要望、それから区立での3年保育の必要性について、十分に丁寧に、今ご説明をしているところでございます。

これが私立幼稚園側で十分に理解をいただいた上で、公私立幼稚園調整審議会を開催するのが一番いいのかなということ、現在のところは十分な理解を得るための説明を行っているというところでございます。これが理解が得られた段階で、速やかに開催したいというところでございます。

澤委員長 大変重要な件ですが、ほかにございますか。

小島委員 区立幼稚園において3年保育を行うということは、先ほど教育長もおっしゃったように、区民の、特に幼児の大人に至る一番最初の教育において、人間形成、その他にとって、やはり非常に大事なことなので、今後、早い段階になるべく多くの幼稚園で3年保育ができるように努力していかなければいけない問題だと思っております。

それで、公私立共存・共栄という、また一方の大事な考え方もありますので、今十分私立側に説明している最中ということですので、公私立共存・共栄の前提に立って、十分理解をいただいて、それでなるべく早く区立幼稚園で3年保育ができるように、ぜひ事務局のほうに努力していただきたいと要望いたします。

澤委員長 ほかに、何か。

平成18年度の予算で私立幼稚園の保護者への補助金が、去年よりもさらに手厚くなるということ、これはもうほとんど決定することです。一方では区教育委員会としては念願の大きな課題であります3年保育を中之町幼稚園からさらに2園ふやしたいということは、これは保護者からの強い要望でもあります。少なくとも平成20年度からということであれば、もう平成18年度の早い時期に教育委員会として方針を決めていかなければいけないと思います。当然、今、小島委員が言

われたように、公私立との共存・共栄は、その方針は変わりませんが、私立幼稚園のご理解を早く取り付けていただくようお願いいたします。

次長 従来、3年保育を実施するについては、私立幼稚園の経営に不安が起こるということで、なかなかご理解がいただけなかった経緯がございます。けれども、今回の人口推計調査と、それから現在区で考えている3園、あるいは将来各地域での1園実施、その人数からしますと、私立幼稚園の経営に与える影響というのは非常に少ないのかなということで、これらの不安点を、人口推計等をしっかりとご説明をする中で、多分ご理解いただけるかなと思っておりますので、その点をさらにしっかりと丁寧にご説明をしていきたいと考えております。

五味原委員 少なくとも振興策としては、それなりに準備されているわけですから、私はできるならば、審議会自体の立ち上げは、早く立ち上げていただきたいと思うんです。できれば3月末なり4月であるとか、従来なかなか立ち上げるのに苦労して、委員会自体が発足しないというのが今までの悩みですので、よろしく願いいたします。

澤委員長 それでは、私立幼稚園のご理解を早急に取り付けるような、そういう努力を、教育政策担当課長、いろいろやっていただいておりますがよろしく願います。

教育政策担当課長 今後とも、区側としても誠意を持ってやっていきたいと考えています。

澤委員長 続きまして、学務課長、願います。

学務課長 本日のところは、継続協議で願います。

澤委員長 それでは、この件につきましては継続協議といたします。

## (2) 社会教育の施策について

澤委員長 続きまして、社会教育の施策について。生涯学習推進課長、よろしく願います。

生涯学習推進課長 本日のところは、継続協議で願います。

澤委員長 それでは、継続協議といたします。

ほかに、何かございますか。

よろしいですか。

## 第4 審議事項

### 1 議案第3号 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

澤委員長 日程第4、審議事項に入ります。

議案第3号 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について。庶務課長、よろしく願います。

庶務課長 それでは、議案資料ナンバー1をごらんください。

議案第3号、港区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則でございます。

1枚おめくりいただきますと、改正の規則案、それからもう1枚おめくりいただきますと新旧対

照表になっております。

地方自治法の改正によりまして、「調整手当」の文言を「地域手当」に改正するものでございます。

改正箇所は、第10条第4項と第17条第1項第1号になります。規則施行日は平成18年4月1日です。

簡単ですが、説明は以上でございます。

澤委員長 議案第3号につきまして、庶務課長より説明をもらいましたけれども、ご質問等、よろしゅうございますか。

小島委員 国の法律が変わって、「調整手当」から「地域手当」になったというのは、前回、前々回も他の案件でやっていますので、これはこのとおりでいいのではないのでしょうか。

澤委員長 ほかになければ、これより採決に入ります。

議案第3号について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

澤委員長 ご異議なきものと認め、議案第3号につきましては、原案どおり可決することに決定いたしました。

## 2 議案第4号 港区幼稚園教育職員の調整手当に関する規則の一部を改正する規則

澤委員長 次に、議案第4号 港区幼稚園教育職員の調整手当に関する規則の一部を改正する規則について。庶務課長、お願いします。

庶務課長 議案第4号、港区幼稚園教育職員の調整手当に関する規則の一部を改正する規則についてでございますが、3枚目をごらんいただきたいと思います。同じく新旧対照表がございますが、これも先ほどと同様、地方自治法の改正により、「調整手当」という文言を「地域手当」に改正するものでございます。

改正箇所は、表題と、それから第1条、第2条、第3条及び第4条になります。規則施行日は平成18年4月1日です。

簡単ですが、説明は以上でございます。

澤委員長 ただいまの説明に対して、ご質問等ございますか。

小島委員の先ほどのお話のように、地方自治法の改正に基づく文言の変更ということでございますので、採決に入ってよろしゅうございますか。

それでは、議案第4号につきまして、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

澤委員長 ご異議なきものと認め、議案第4号につきましては、原案どおり可決することに決定いたしました。

## 3 議案第5号 港区幼稚園教育職員の休職者給与支給に関する規則の一部を改正する規則

澤委員長 次に、議案第5号 港区幼稚園教育職員の休職者給与支給に関する規則の一部を改正する規則について。同じく庶務課長、お願いいたします。

庶務課長 議案第5号、港区幼稚園教育職員の休職者給与支給に関する規則の一部を改正する規則でございます。これも先ほどの2件と同様、地方自治法の改正により、「調整手当」の文言を「地域手当」に改正するものでございます。

改正箇所は、第2条と第3条になります。

規則施行日は平成18年4月1日です。

以上でございます。

澤委員長 ただいまの説明に対して、何か質問等ございますでしょうか。

なければ、これより採決に入ります。

議案第5号につきまして、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

澤委員長 ご異議なきものと認め、議案第5号につきましても、原案どおり可決することに決定いたしました。

#### 4 議案第6号 港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

澤委員長 次に、議案第6号 港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について。庶務課長、よろしく願いいたします。

庶務課長 議案第6号、港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則です。今年度の特別区人事院勧告では、期末勤勉手当に関しまして、年間支給月数を現行の4.40月分から4.45月分に増加する0.05月分につきまして勤勉手当に割り振ることとしております。勤勉手当は、本来6月と12月に支給することになっておりますが、増加する勤勉手当0.05月分を3月に支給するための基準等を定める規則改正でございます。

なお、勤勉手当を3月に支給するための改正条例は、平成17年第4定例会におきまして可決、成立しております。

改正の概略でございますけれども、勤勉手当の支給対象期間についてですが、本来は6月期、12月2日から6月1日の勤務状況により支給をいたします。それから、12月期については、6月2日から12月1日の勤務状況により支給するものです。今回は特例として、6月期を半分ずつに分割するものです。3月期は12月2日から3月1日の勤務状況により支給、6月期は3月2日から6月1日の勤務状況により支給をいたします。12月期は、原則どおり、6月2日から12月1日の勤務状況により支給をするというものでございます。以上、今回に限り、期末勤勉手当の支給割合等を判定する基準日の日数を概ね半分にするというのが、主な改正点でございます。

何枚かおめくりをいただきますと、特例・本則対照表というのがございますので、こちらをこちらをいただきたいと思っております。

第2条の関係では、勤勉手当の対象にならない職員を規定しております。第1項第7号ということで、育児休業中の職員について、基準日以前の6カ月間勤務がない職員については勤勉手当が支給されないという規定をしていますが、今回、特例として6月分を半分の3カ月間と読みかえます。

第4条につきましては、勤勉手当の支給割合について規定しております。第3項、結核休職をして

いる職員でございます。第1号で、勤務期間が80日以上あれば100分の100支給されるというものを、今回、特例として半分の40日以上あれば100分の100支給すると読みかえております。第2号及び第3号も、同様に、40日と読みかえます。

第5条では、支給割合を決定する際の勤務期間について規定しています。第2項第7号については、短期の病気休暇を取得した月の数が三つ以上ある場合、その病気休暇の期間を2倍にして勤務しなかった扱いにする規定でございますが、今回、特例として、短期の病気休暇を取得した月の数を二つ以上と読みかえます。同条第3項でございますが、再任用短期時間勤務職員が3日以上 の病気休暇を取得した場合、勤務時間数において、正規職員の基準に換算しますが、今回は2日以上と読みかえるものでございます。同条第5項です。介護休暇を取得した場合に、30日を超えると、その期間すべてが勤務実績とならないのを、特例として半分の15日と読みかえるものでございます。

第14条ですが、今回に限り、支給する勤勉手当の支給月を3月15日と定める規定になります。

以下の別表も、今回に限り、特例として、概ね半分に読みかえるものでございます。

施行日は、公布の日からになります。

以上、ご審議のほど、よろしく願いをいたします。

澤委員長 港区幼稚園教育職員の勤勉手当を3月に支給することに関する規則の一部改正につきまして、庶務課長より説明を受けましたけれども、ご質問等はございますでしょうか。

なければ、これより採決に入ります。

議案第6号につきまして、原案どおり可決することでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

澤委員長 ご異議なきものと認め、議案第6号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

##### 5 議案第7号 港区社会教育指導員設置等に関する規則の一部を改正する規則

澤委員長 次に、議案第7号 港区社会教育指導員設置等に関する規則の一部を改正する規則について。生涯学習推進課長、よろしくお願いいたします。

生涯学習推進課長 では、お手元の議案資料ナンバー5をごらんください。

港区社会教育指導員設置等に関する規則の一部を改正する規則についてですが、3枚目に新旧対照表がございます。この今回の改正は、平成16年1月に労働基準法が改正されました。それは、期限の定めのある労働契約につきましては、従来契約の上限が1年と定められておりました。しかし、1年契約を毎年、毎年更新をしているという実態があることや、期限の定めのある労働契約をすることによって、有力な雇用手段の一つとして活用されるようにということで、原則1年から3年に法律が改正されました。

区では、労使で協議を続けておりまして、区でも要綱を改正いたしました関係で、教育委員会規則を改正するものです。

改正案でございます。任期につきましては、指導員の任用期間は、任命された日が属する年度の

範囲内において、生涯学習推進課長が定める。2、委員会は、任用期間内の指導員の任期を3年を超えない期間で更新することができる。

この規則につきましては、平成18年4月1日から施行することにいたします。

内容としましては、最初に任用された年は、その年度内で、次の更新のときから3年を超えない範囲で任用するという改正でございます。

私からのご説明は以上でございます。

澤委員長 社会教育指導員の任用期間に関する規則の改正ということで、説明をもらいましたけれども、何かございますか。

小島委員 この社会教育指導員というのは、労働基準法上の労働者に当たるのですか。

生涯学習推進課長 非常勤職員でございますので、労働者でございます。

小島委員 労働基準法上で言う、任期を定める云々に該当する労働者になるのですか。

生涯学習推進課長 その位置づけで雇用をしております。

小島委員 これは、ほかの条文で入っていると思うのですが、新しく採用するときの任期も3年となっているのですか。

生涯学習推進課長 任期につきましては、ここで定めておりますように、最初の雇用につきましては、任用された日が属する年度の範囲内で課長定める、所属長が定めるということになっております。

小島委員 この改正案の第1条の初めは、どなたかの補充ではなくて、全く新たに単独で採用された人のものが書いてあるのですか。

生涯学習推進課長 はい。

小島委員 それは、今の説明だと、3年でなくてはいけないということではないのですか。労基法の1年云々が3年になったので、新しい2項が3年になったというような説明でしたね。

生涯学習推進課長 はい。

小島委員 そうしたら、採用するときも、初めから3年でないとおかしいのではないのですか。その日が属する年度の範囲内で生涯学習推進課長が定めるという、そんなことをしたら、まさしく労基法違反になってしまうのではないのですか。

澤委員長 最短3年なんですか。

生涯学習推進課長 今回の労働基準法の改正は、改正後「3年」でございます。更新後についても「上限が3年」ということです。失礼しました。

小島委員 上限3年であれば、この第1条の年度の範囲内、これでもいいわけですね。わかりました。

生涯学習推進課長 区の要綱であれば、最初の任用については1年といいますか、その年度内で所属長が定めているということです。

小島委員 補充ではなくてもですね。わかりました。

生涯学習推進課長 失礼しました。

澤委員長 それでは、よろしゅうございますか。

それでは、これより採決に入ります。

議案第7号につきまして、原案どおり可決することをご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

澤委員長 ご異議なきものと認め、議案第7号につきまして、原案どおり可決することに決定いたしました。

6 議案第8号 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

澤委員長 次に、議案第8号 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について。指導室長、よろしくお願ひいたします。

指導室長 本案は、幼稚園教育職員の看護休暇にかかわる休暇の規定の改正に関するものであります。

現在、この看護休暇は半日を単位として承認をしていますが、これを1時間を単位として承認することができることとし、8時間をもって1日に換算するよう改正するものであります。

施行は、4月1日からとなります。

なお、県費負担職員につきましては、東京都の規則が改正され、1月1日から施行されているものでございます。

以上、ご審議の上、ご決定いただくようお願いいたします。

澤委員長 幼稚園の教育職員の看護休暇を時間単位にできるということで、条例の改正というご説明を受けましたけれども、ご質問等ございますでしょうか。

小島委員 これは時間単位にしたほうが、教職員にプラスになるという趣旨なのですか。

指導室長 趣旨はそういうことです。原則は半日単位ですが、時間単位でもとれるようにしたということでございます。

澤委員長 よろしゅうございますか。

それでは、これより採決に入ります。

議案第8号につきまして、原案どおり可決することをご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

澤委員長 ご異議なきものと認め、議案第8号につきまして、原案どおり可決することに決定いたしました。

7 議案第9号 港区立学校等に勤務する講師に関する規則の一部を改正する規則

澤委員長 次に、議案第9号 港区立学校等に勤務する講師に関する規則の一部を改正する規則について。同じく、指導室長、よろしくお願ひいたします。

指導室長 本案は、規則の対象となる講師の範囲に関するものです。現在本規則は東京都の講師制度に準じて定められており、港区立学校等に勤務する講師、すべてを対象としています。

また、基本的に教員の欠けた場合に、その代替として任用することを想定をしている制度であり

まして、区で行っているコース別少人数指導のための講師の任用には、必ずしも適していないという状況もあります。

さらに、来年度からは教科での制限を受けず、コース別授業を行い、また小学校1年生に、20人以上の学級で少人数指導を行うという場合も講師が配置することができるようになってまいります。

そこで、本事業の目的に沿って、円滑な事業運営ができるよう、本講師の任用、勤務条件について、別途要綱で規定することとするものでございます。

以上、ご審議の上、ご決定いただくようお願いいたします。

澤委員長 ただいまの指導室長の説明に対して、ご質問等ございますでしょうか。

なければ、これより採決に入ります。

議案第9号につきまして、原案どおり可決することでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

澤委員長 ご異議なきものと認め、議案第9号につきまして、原案どおり可決することに決定いたしました。

それでは、庶務課長、ほかにごございますか。

庶務課長 特にごございません。

小島委員 ちょっとよろしいですか。

「港区教育振興プラン」を読んでおいてくださいと言われて、読んだのですが、5ページ目の「新たな幼児教育システムを構築します」というところに、公私立幼稚園の共存・共栄という欄がありますね。その欄に、私立幼稚園への支援、それから幼稚園の適正配置となっているのですが、この幼稚園の適正配置というのは、幼稚園の園舎だけではなく、幼稚園制度の根幹にかかわる、幼稚園の質を高めるとか維持するとか、そういう根本的なものだと思うのです。この幼稚園の適正配置を、なぜ公私立幼稚園の共存・共栄の欄に入れたのか、そこは違うのであって、やはり港区立幼稚園の質を高めるとか、レベルを高めるとか、そういう項目に幼稚園の適正配置というのは入れるべきであって、公私立幼稚園の共存・共栄に入れるのはちょっとおかしいのではないかという気がするんです。

教育政策担当課長 このところについては、私立幼稚園も区立幼稚園も、区内での幼稚園の振興ということもございまして、ここに位置づけてはおりますが、今後、それも含めまして、これは素案の段階ですので、最終までに検討させていただきます。

小島委員 逆に言うと、何か幼稚園の適正配置をするときに、常に私立側の経営を考えながらできないことを証明しているような感じを受けて、ここに入れるのは二つの面から違和感を感じるんです。もっと根本的な、もっと港区の幼児教育の根幹の事項に入るのではないかと。

澤委員長 第5部のところあたりですか。

小島委員 そうですね。そこに入れてもらいたいんです。

澤委員長 私立幼稚園との共存・共栄も、それは配慮する、そういう意味なのでしょうけれどね。

「閉 会」

澤委員長 それでは、以上をもって閉会といたします。

それでは、次回は3月14日、午前10時からということで、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

(午後12時01分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 澤 孝一郎

港区教育委員会委員 五味原 康